

調査基準価格及び最低制限価格の表示単位について

令和8年
5月1日
以降の公告から
適用

請負対象金額 **2,500万円以上**の**建設工事**について、

「調査基準価格」及び「最低制限価格」は、

原則 **10万円単位**とします。

【調査基準価格】

端数処理について

改定前（現行）

調査基準価格に端数があるときは、万円未満を切り捨てた額を原則とする。



(例) 123,456,000円
→123,450,000円

改定後（5月1日以降の公告）

原則、端数処理
10万円未満を
切り捨てた額とする

(例) 123,456,000円 → 123,400,000円

- 調査基準価格は、予定価格の7.5/10以上、9.2/10以下の範囲内で設定し、**10万円未満の端数**があるときは、**切り捨てた額**を原則とする。
 - ※ 予定価格の9.2/10を超える場合
予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、**10万円未満の端数は切り捨てる。**
 - ※ 予定価格の7.5/10に満たない場合
予定価格に10分の7.5を乗じた額とし、**10万円未満の端数は切り上げる。**
- 調査基準価格の算定式に変更はありません。

【最低制限価格】

最低制限価格については、予定価格の7.5/10以上、9.2/10以下の範囲内で設定し、**請負対象金額2,500万円以上の建設工事の入札は、原則、表示単位を10万円単位**とします。

※詳細については「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知。最終改正：令和8年4月17日付け8高技管第36号）」による。